

只見町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 4,447	千円 5,562,320	千円 149,424	千円 869,091	% 15.6	% 13.6

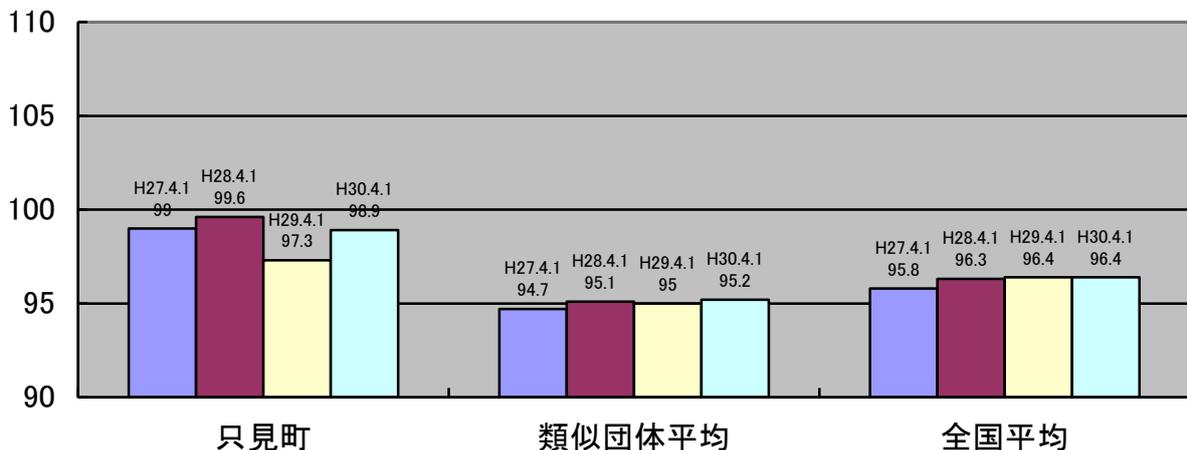
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
29年度	人 83	千円 310,859	千円 70,838	千円 124,629	千円 506,326

(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 6,100	千円 5,502

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 給与改定の状況

※只見町には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。月例給の給与改定率・特別給の年間給月数は、県の人事委員会に準じて改定を行っております。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1%引下げ。若年層については、引き上げ。高齢層については最大3%引き下げ。激変緩和のため、経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準16%に対し、只見町においても16%を支給。
(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

③ その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(30年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
只見町	41.6歳	317,694円	387,023円	352,570円
福島県	42.8歳	329,300円	411,529円	360,621円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	40.5歳	291,314円	334,999円	317,269円

② 技能労務職

区 分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年 齢	平均給料月 額	平均給与月 額 (A)	平均給与月 額 (国ベー ス)	対応する 民間の類 似職種	平均 年齢	平均給与 月額 (B)	
只見町	*歳	*円	*円	*円	—	—	—	—
うち運転手	*歳	*円	*円	*円	—	—	—	—
福島県	55.7歳	336,100円	373,380円	350,562円	—	—	—	—
国	50.7歳	286,817円	—	328,637円	—	—	—	—
類似団体	53.0歳	278,856円	299,792円	290,432円	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては、前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (= 時間外勤務手当等を除いたもの) で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (30年4月1日現在)

区 分		只見町	福島県	国
一般行政職	大学卒	183,400円	190,100円	179,200円
	高校卒	150,400円	154,900円	147,100円
技能労務職	高校卒	163,500円	152,900円	—
	中学卒	147,700円	144,500円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (30年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	*円	*円	*円	*円
	高校卒	*円	*円	*円	*円
技能労務職	高校卒	*円	*円	*円	*円
	中学卒	*円	*円	*円	*円

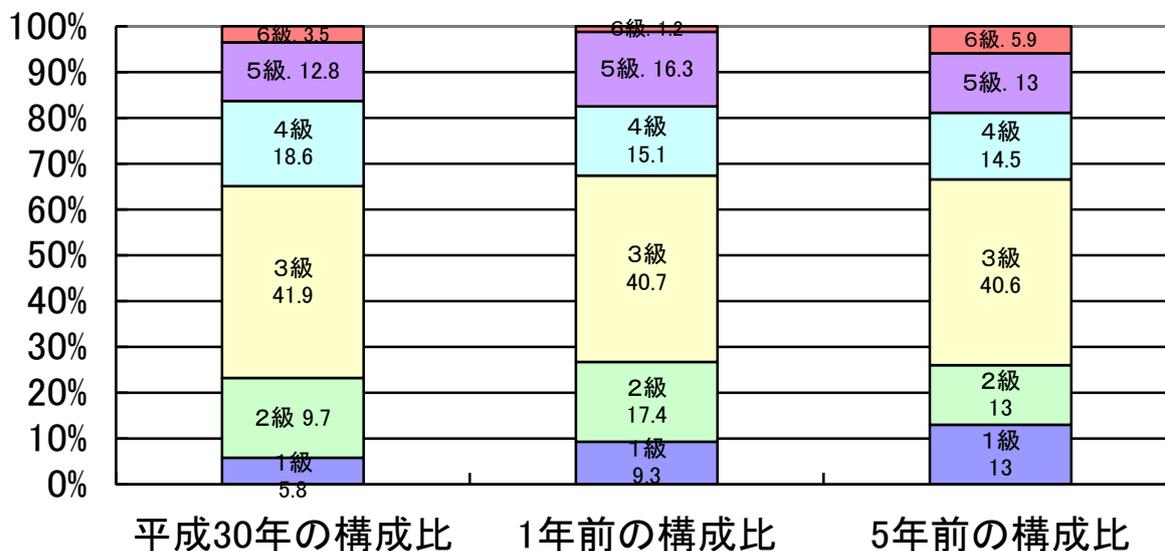
※各区分とも該当者が少数であり、個人が特定されるため掲載しない。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・主事補	5人	5.8%	145,800円	253,100円
2級	副主査	15人	17.4%	197,500円	311,100円
3級	主任主査・主査	36人	41.9%	234,200円	358,200円
4級	副課長・室長・副主幹 ・主任主査	16人	18.6%	267,900円	400,500円
5級	課長・主幹	11人	12.8%	294,800円	412,900円
6級	参事	3人	3.5%	326,200円	424,100円

- (注) 1 只見町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（只見町）

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

只見町	福島県	国
1人当たり平均支給額（29年度） 1,531千円	1人当たり平均支給額（29年度） 1,769千円	—
（29年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.80 月分 （1.40）月分 （0.85）月分	（29年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.80 月分 （1.40）月分 （0.85）月分	（29年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 （1.45）月分 （0.85）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（只見町）

平成 30 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				

上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（30年4月1日現在）

只見町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
(割増率2～45%)			(割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額	14,720千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		2,802 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		934,096 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
朝日診療所医師のみ	16%	4人	16%

(4) 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		6,798 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		453,200 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）		13.8 %	
手当の種類（手当数）		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師及び歯科医師の特殊勤務手当	医師及び歯科医師	その業務に従事した場合	月額60万円の範囲内
看護師等の特殊勤務手当	看護師	夜勤、週休日、休日の勤務1回につき	3,000円
放射線技師の特殊勤務手当	放射線技師	放射線業務	月額1万円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	35,768 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	426 千円
支給実績（28年度決算）	32,290 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	390 千円

（注） 選挙分超過勤務を除く。

(6) その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給（支給額） 6,500円～10,000円	同		13,932千円	236,138円
住居手当	借家等に居住している職員（月額9,500円を超える家賃のみ） 自宅にかかるものの居住手当2,500円、築後5年間は3,500円	異	支給要件、支給額	2,863千円	204,504円
通勤手当	通勤距離が2km以上になる職員で交通機関、交通用具を使用している職員に支給 自家用車の場合 2,500円～22,900円	異	支給要件、支給額	10,879千円	134,307円
管理職手当	管理監督の地位にある職員 困難課長職 42,000円 課長相当職 34,000円 ～40,000円 副課長相当職 30,000円 ～32,000円	異	支給要件、支給額	10,882千円	435,280円
宿直手当	当該勤務1回につき 4,200円	同		2,218千円	221,760円
寒冷地手当	基準日に支給対象地域に在勤する職員 地域区分、世帯等に応じた額	同		7,175千円	65,824円

5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	市 区 町 村 長	677,700 円
	副 市 町 村 長	541,800 円
	教 育 長	514,800 円

報 酬	議 長	270,900 円
	副 議 長	209,700 円
	議 員	189,900 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長 教 育 長	(29年度支給割合) 3.25 月分
	議 長 副 議 長 議 員	(29年度支給割合) 3.25 月分
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長 教 育 長	(算定方式) (支給時期) ・ 給料月額×在職月数×48/100 任期ごとに支給 ・ 給料月額×在職月数×29/100 任期ごとに支給 ・ 給料月額×在職月数×20/100 任期ごとに支給
	備 考	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

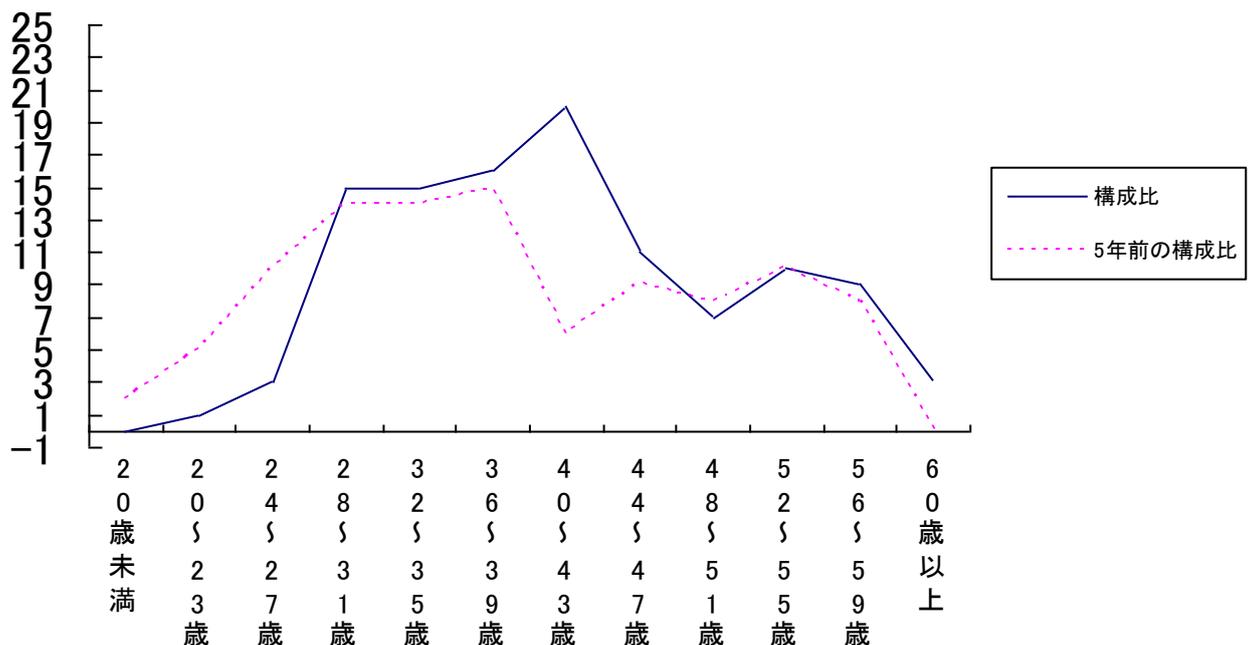
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成29年	平成30年		
一般行政部門	議会	2	2		
	総務	29	33	4	・組織機構の改革に伴う増員 ・再任用制度運用開始による増員 ・専従休職派遣としての課付職員の増員
	税務	4	3	-1	県派遣職員の配置に伴う減員
	農水	9	8	-1	災害復旧関連業務減に伴う減員
	商工	7	6	-1	商工関連事業事務整理による減員
	土木	4	4		
	福祉関係	20	20		
	小計	75	76	1	
特別行政部門	教育	8	8		
	小計	8	8		
公営企業等部門	病院	16	16		
	水道	1	1		
	下水道	1	1		
	その他	8	8		
	小計	26	26		
合計		109 [135]	110 [135]	1 []	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (30年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0 人	1 人	3 人	15 人	15 人	16 人	20 人	11 人	7 人	10 人	9 人	3 人	110 人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	74	78	78	78	75	76	2(2.7%)
教育	8	8	7	8	8	8	0(0.0%)
普通会計計	82	86	85	86	83	84	2(2.4%)
公営企業等会計計	25	24	27	26	26	26	1(4.0%)
総合計	107	110	112	112	109	110	3(2.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

無